

令和7年 No21

○東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）の改正並びに字句修正に伴い、必要の改正を行うものである。

○東京学芸大学附属学校スクールライフ委員会規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）の改正に伴い、必要の改正を行うものである。

承認経過

令和7年1月17日 附属学校運営会議 審議・承認

令和7年2月12日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学附属学校教員選考規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和7年2月13日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和7年規程第4号

東京学芸大学附属学校教員選考規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学附属学校教員選考規程（平成18年規程第25号）
- (2) 東京学芸大学附属学校スクールライフ委員会規程（平成14年規程第16号）

東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部改正について

改正理由：東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）の改正並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この規程は、東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号。以下「運営規程」という。）<u>第23条</u>第3項の規定に基づき、附属学校教員の選考に関し必要な事項を定める。 〔省略〕 (附属学校教員の選考) 第3条 附属学校教員の選考は、運営規程<u>第23条</u>第1項の規定に基づき、運営部長が行う。 〔省略〕 (選考申請) 第6条 副校長の選考を必要とする附属学校（この章において「当該校」という。）の長は、あらかじめ副校長候補者選考申請書（様式1）を附属学校運営会議委員長（以下「運営会議委員長」という。）に提出し、附属学校運営会議（以下「運営会議」という。）の承認を得るものとする。 〔省略〕 (副校長候補者の選考) 第11条 〔省略〕 2・3 〔省略〕 4 副校長推薦委員会委員長は、候補適格者を推薦した経緯について、副校長候補者選考調書（様式3）及び副校長候補者選考資料（様式4）を添えて、運営会議に報告しなければならない。この場合において、運営会議が必要と認めるときは、当該校の長又は関係する附属学校の長に、候補適格者の資質、経歴、教育研究業績等を説明させることができる。 5～8 〔省略〕 (主幹教諭候補者の選考) 第12条 〔省略〕	(趣旨) 第1条 この規程は、東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号。以下「運営規程」という。）<u>第24条</u>第3項の規定に基づき、附属学校教員の選考に関し必要な事項を定める。 〔省略〕 (附属学校教員の選考) 第3条 附属学校教員の選考は、運営規程<u>第24条</u>第1項の規定に基づき、運営部長が行う。 〔省略〕 (選考申請) 第6条 副校長の選考を必要とする附属学校（この章において「当該校」という。）の長は、あらかじめ副校長候補者選考申請書（様式1）を附属学校運営会議委員長（以下「運営会議委員長」という。）に提出し、附属学校運営会議（以下「運営会議」という。）の承認を得るものとする。 〔省略〕 (副校長候補者の選考) 第11条 〔省略〕 2・3 〔省略〕 4 副校長推薦委員会委員長は、候補適格者を推薦した経緯について、<u>別に定める</u>副校長候補者選考調書（様式3）及び副校長候補者選考資料（様式4）を添えて、運営会議に報告しなければならない。この場合において、運営会議が必要と認めるときは、当該校の長又は関係する附属学校の長に、候補適格者の資質、経歴、教育研究業績等を説明させることができる。 5～8 〔省略〕 (主幹教諭候補者の選考) 第12条 〔省略〕

2 主幹教諭候補適格者の推薦に当たっては、あらかじめ教員候補者選考申請書（様式5）を運営会議委員長に提出し、運営会議の承認を得るものとする。 3 〔省略〕 4 当該校の長は、主幹教諭候補適格者を推薦した経緯について、主幹教諭候補者選考調書（様式6）及び主幹教諭候補者選考資料（様式7）を添えて、運営会議に報告しなければならない。 5～8 〔省略〕 〔省略〕 （推薦委員会の開設） 第14条 教諭等の選考を必要とする附属学校（この章において「当該校」という）の長は、あらかじめ教員候補者選考申請書（様式5）を運営会議委員長に提出し、運営会議の承認を得た後、当該校に教諭等候補適格者推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）を開設するものとする。 （組織） 第15条 推薦委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 当該校の長 (2) 当該校の副校長 (3) 当該校の主幹教諭 <u>1名以上</u> (4) 当該校の長が当該校の教員のうちから指名した者 <u>1名以上</u> 2 前項の規定にかかわらず、附属幼稚園に開設する推薦委員会は、園長、園舎長、<u>当該園舎の副園長</u>、主幹教諭及び園長が指名した者1名をもって組織する。 〔省略〕 様式1 副 校 長 候 補 者 選 考 申 請 書 〔省略〕	2 主幹教諭候補適格者の推薦に当たっては、あらかじめ<u>別に定める</u>教員候補者選考申請書（様式5）を運営会議委員長に提出し、運営会議の承認を得るものとする。 3 〔省略〕 4 当該校の長は、主幹教諭候補適格者を推薦した経緯について、<u>別に定める</u>主幹教諭候補者選考調書（様式6）及び主幹教諭候補者選考資料（様式7）を添えて、運営会議に報告しなければならない。 5～8 〔省略〕 〔省略〕 （推薦委員会の開設） 第14条 教諭等の選考を必要とする附属学校（この章において「当該校」という）の長は、あらかじめ教員候補者選考申請書（様式5）を運営会議委員長に提出し、運営会議の承認を得た後、当該校に教諭等候補適格者推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）を開設するものとする。 （組織） 第15条 推薦委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 当該校の長 (2) 当該校の副校長 (3) 当該校の主幹教諭 (4) 当該校の長が当該校の主任等（附属学校運営規程第22条、第23条第1項及び第2項に規定するもの）のうちから指名した者 <u>1名</u> (5) 当該校の長が当該校の教員のうちから指名した者 <u>1名（特別支援学校にあつては2名）</u> 2 前項の規定にかかわらず、附属幼稚園に開設する推薦委員会は、園長、園舎長、副園長、主幹教諭及び園長が<u>当該園舎の教員のうちから</u>指名した者1名をもって組織する。 〔省略〕 様式1 副 校 長 候 補 者 選 考 申 請 書 〔省略〕
--	---

2 上記1の申請について承認後に開設する、副校長候補適格者推薦委員会の構成委員は次のとおり予定しています。 (第8条による委員)

- (1) 附属学校統括を所掌する副学長
- (2) 附属学校運営部長
- (3) 附属学校運営参事
- (4) 附属学校運営参事
- (5) 附属 学校長 (当該校の長)
- (6) 附属 学校長
- (7) 附属 学校長
- (8) 附属 学校長

[省略]

様式5

教 員 候 補 者 選 考 申 請 書

[省略]

2 上記1の申請について承認後に開設する、教諭等候補適格者推薦委員会の構成委員は次のとおり予定しています。 (第15条による委員)

- (1) 附属 学校長
- (2) 附属 学校副校長
- (3) 附属 学校主幹教諭
- (4) 附属 学校

[省略]

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 上記1の申請について承認後に開設する、副校長候補適格者推薦委員会の構成委員は次のとおり予定しています。 (第7条による委員)

- (1) 附属学校統括を所掌する副学長
- (2) 附属学校運営部長
- (3) 附属学校運営参事
- (4) 附属学校運営参事
- (5) 附属 学校長 (当該校の長)
- (6) 附属 学校長
- (7) 附属 学校長
- (8) 附属 学校長

[省略]

様式5

教 員 候 補 者 選 考 申 請 書

[省略]

2 上記1の申請について承認後に開設する、教諭等候補適格者推薦委員会の構成委員は次のとおり予定しています。 (第14条による委員)

- (1) 附属 学校長
- (2) 附属 学校副校長
- (3) 附属 学校主幹教諭
- (4) 附属 学校
- (5) 附属 学校

[省略]

東京学芸大学附属学校スクールライフ委員会規程の一部改正について

改正理由：東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
（趣旨） 第1条 この規程は、東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）<u>第62条</u>第2項の規定に基づき、東京学芸大学附属学校（以下「附属学校」という。）スクールライフ委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</u>	（趣旨） 第1条 この規程は、東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）<u>第53条</u>第2項の規定に基づき、東京学芸大学附属学校（以下「附属学校」という。）スクールライフ委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。 〔省略〕